

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2021年度 第1回臨時理事会議事録

日 時 2021年9月8日(水) 10:30～12:00
場 所 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(オンラインにて開催)
理事総数 12名
出席者 理事 浅川伸、泉正文、伊東卓、上柳敏郎、沖野眞巳、
(全員オンラインで出席) 小幡(成瀬)純子、佐藤(塩口)直子、高杉重夫、
竹下啓介、玉川敏彦、山田登志夫、山本和彦(12名)
監事 川原貴、辻居幸一
事務局 高杉重夫、生田圭、恒石直和、竹内映
議事録作成者 高杉重夫(事務局長)

2021年度第1回臨時理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2021年8月31日に電磁的方法をもって招集された。高杉事務局長より、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることでできる理事12名全員の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨及び出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意思表示ができることを確認し、議事に入った。

【議決事項】第1号：代表理事の選任の件(資料1～2)

泉理事より、山本代表理事が理事の任期満了により代表理事の資格を喪失し一旦退任したが、改めて山本理事を代表理事として推薦したい旨の発言があり、全員一致をもって、次のとおり選定した。

代表理事 山本 和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)

【議決事項】第2号：業務執行理事の選任の件(資料1～2)

山本理事より、定款28条3項に基づき、業務執行理事を4名としたい旨及び上柳理事、沖野理事、泉理事、高杉理事を業務執行理事として推薦する旨の発言があり、全員一致をもって、これを選定した。

【議決事項】第3号：顧問の選任の件(資料3～4)

山本理事より資料3～4に基づき説明があり、理事・監事と事務局間で意見交換があった後、全会一致で選定した。

【議決事項】第4号：2021年度事業計画変更の件(資料5)

高杉理事から資料5に基づき説明があり、理事と事務局間で意見交換があった後、全会一致で承認可決した。

【議決事項】第5号：2021年度収支予算変更の件(資料6)

高杉理事より資料6に基づき説明があり、全会一致で承認可決した。

【議決事項】第6号：スポーツ仲裁規則など規程の改正の件（資料7～13）

山本理事より資料7～13に基づき説明し、恒石仲裁調停専門員より補足説明があり、用語の整理、施行期日等について代表理事に一任した上、全会一致で承認可決した。

【議決事項】評議員会の開催日程の件（資料14）

高杉理事より資料14に基づき説明があり、全会一致で承認可決した。

【報告事項】第1号：業務報告の件

高杉理事より、仲裁調停事業、自動応諾条項の採択状況等について報告があり、生田仲裁調停専門員より2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプロボノサービス事業についての報告があった。

【質問、意見及びその他報告事項等】

【議決事項 第3号：顧問の選任の件】

<質問>

辻居監事：顧問となる先生方には内諾は取っているのか。

<回答>

高杉理事：取っている。

<質問>

泉理事：就任日について。

<回答>

高杉理事：遡ることはせず、今から4年とする。

【議決事項 第5号：2021年度収支予算変更の件】

<質問>

泉理事、山田理事：スポーツ庁委託事業（スポーツ団体のガバナンス強化推進事業、スポーツ指導における暴力に関する海外調査）に従事するのは誰なのか。

<回答>

高杉理事：恒石弁護士、杉山弁護士が主担当となり事業を行う予定である。

【議決事項 第6号：スポーツ仲裁規則など規程の改正の件】

<質問>

山田理事：仲裁専門事務員制度はこれまでもあったのか。

<回答>

山本理事：経験の浅い弁護士に経験を積んでもらうためのもので、以前からあったものである。

<意見>

沖野理事：引用条文や及び並びにの使い方など法令用語の整理をした方がよい。

<回答>

山本理事：事務局内で再精査する。

<意見>

山田理事：現在、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会も内閣府へ団体の名称変更手続き中である。

<回答>

山本理事：名称変更手続き終了後に、新名称にした上で施行ということにしたい。

【報告事項 第1号：業務報告の件】

<報告>

泉理事：（自動応諾条項脱退団体について）JOC、JSPOが協力して対応中である。

<質問>

辻居監事：NOCが代表選考して選手をオリンピックに派遣するのに、なぜ代表選考についての仲裁の利用申請があったのか。CASは管轄を認めたのか。

<回答>

生田仲裁調停専門員：

1件目は、複数の派遣枠がある状況において、NOCが申請者を選考しなかったところ、申請者を選考されなかったのは差別に基づくと主張して不服申立てがなされた事案であった。2件目は、NOCが派遣手続き申請を怠っていたために、申請者が大会にエントリーされていなかったところ、それに対して不服申立てがなされた事案である。いずれの件についても、CASは、管轄を認めた上で、本案で請求を認めない判断を行っている。

<質問>

山田理事：プロボノサービス事業の経費はどこから支出されるのか。

<回答>

生田仲裁調停専門員：スポーツ庁委託事業の一環として実施した。

なお、オンラインによる本理事会は通信システムの異常なく終了した。

以上

配布資料

- 資料1 役員名簿
- 資料2 代表理事・執行理事の定款上の規定
- 資料3 顧問名簿
- 資料4 顧問の定款上の規定
- 資料5 2021年度変更事業計画
- 資料6 2021年度変更予算（案）
- 資料7～13 スポーツ仲裁規則等の改正について
- 資料14 評議員会の開催日程の件
- 資料15 東京2020大会プロボノサービスについて

上記の通り相違ありません。

2021年9月27日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 山 本 和 彦 /s/

監事： 川 原 貴 /s/

監事： 辻 居 幸 一 /s/